

政令番号171 プロピコナゾール

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	使用量(kg/年)							
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他非農耕地	家庭園芸	使用量合計
1	北海道			2.8E+4	5.5E+2				28,046.8
2	青森県			7.5E+1	2.9E+1				103.6
3	岩手県			5.0E+1					50.0
4	宮城県			1.8E+2	2.9E+1				203.6
5	秋田県								
6	山形県			2.5E+1					25.0
7	福島県			2.5E+1	1.8E+1				43.3
8	茨城県			1.0E+2	4.3E+1				142.9
9	栃木県			2.5E+1	6.1E+1				86.2
10	群馬県			1.0E+2	4.3E+1				142.9
11	埼玉県			5.0E+1	1.4E+1				64.3
12	千葉県			7.5E+1	6.5E+1				140.2
13	東京都								
14	神奈川県				2.9E+1				28.6
15	新潟県			2.5E+1	1.4E+1				39.3
16	富山県			5.0E+1					50.0
17	石川県			2.0E+2	5.7E+1				257.2
18	福井県			1.5E+2					150.0
19	山梨県				2.9E+1				28.6
20	長野県			2.5E+1	2.9E+1				53.6
21	岐阜県			2.5E+1	5.7E+1				82.2
22	静岡県			1.0E+2	3.3E+1				132.6
23	愛知県			3.0E+2	1.2E+2				422.4
24	三重県				4.3E+1				42.9
25	滋賀県			4.8E+2	1.4E+1				489.3
26	京都府			5.0E+1	1.4E+1				64.3
27	大阪府				1.9E+2				185.9
28	兵庫県			7.5E+1	5.7E+1				132.2
29	奈良県			2.5E+1	2.9E+1				53.6
30	和歌山県				1.4E+1				14.3
31	鳥取県								
32	島根県			2.5E+1					25.0
33	岡山県				2.9E+1				28.6
34	広島県			2.5E+1	2.9E+1				53.6
35	山口県			5.0E+1					50.0
36	徳島県								
37	香川県			2.5E+1					25.0
38	愛媛県			2.5E+1	1.4E+1				39.3
39	高知県								
40	福岡県			2.3E+2	5.7E+1				282.2
41	佐賀県			7.8E+2					775.0
42	長崎県				1.4E+1				14.3
43	熊本県			3.0E+2	1.4E+1				314.3
44	大分県			7.5E+1	1.4E+1				89.3
45	宮崎県			2.5E+1					25.0
46	鹿児島県			2.5E+1	4.3E+1				67.9
47	沖縄県			1.0E+2					100.0
	全国			3.1E+4	1.8E+3				33,165.3